

「大刀自」論から見た元明即位の一要因

池上みゆき

〔抄録〕

元明即位の一因を日本古代史料に散見する「大刀自」を尊称に持つ女性に焦点を絞り、彼女達の社会的役割と地位を考察した。その結果として「刀自」が族長的機能を持することに附加して、家長的性格を表出したのが大刀自であったと言えよう。

大刀自とは貴族層内部に於ける個人単位の「家」概念を基因として確立した地位である。実質的には「公的家」に於ける家の継

承とその管理に深く関与する権利を保有すると考えられる。

この様な「大刀自」の権能と役割を元明女帝にも適應することを試みた。元明即位の可能性を「皇太妃」の権言と天皇家の大刀自¹家長としての主導権によるものと推察する。

キーワード 元明天皇、刀自、皇太妃、家長

はじめに

日本古代史上七世紀から八世紀にかけて八代六人の女帝が輩出したことは周知のことであり、政治情勢下に何らかの皇位継承の不安定な事情が生じた時——皇嗣が幼少・病弱あるいは皇嗣が決定されていても何らかの妨害になる対抗者が存在して危険感がある様な事態にあった時等——それを一時的に回避するために中継ぎ天皇という意識の上に即位をするということが女帝出現の基本条件であったとする考えが

主流であったが、近年ではこの様な女帝中継論を批判して「性差」を前提としない女帝論が活発化している。²

女帝の出現理由を論じる場合、天皇家の特殊な制度事情に基づいて天皇家のみ³に出現した独自の存在であるのか、当時の社会に天皇家の女帝に相当しうる様な女性が汎汎に存在しており、天皇家の女帝はこの様な社会的慣習に根差して出現した一般的存在の発現形態に過ぎないのか、⁴という制度的な理由と社会的な理由による捉え方が一般的であろう。

女帝の即位は「男」の大王や皇太子制・太后制・王権継承法等を踏まえて六〜七世紀の王権構造の一環として大王(天皇)家の制度を考慮しなければならぬことは重要な視点である。しかしその反面、女帝の存在を八世紀以前の古代社会の全体構造、特に女性の社会的状況の中で考察することも肝要であろうと考えられる。

九世紀末頃まで男性に対する女性の従属性が未確立だったとする女性史的視点での研究成果を肯定すると、元明の即位は家長制イデオロギーが社会に浸透・定着する発展過程において当時の社会状況に対応した結果であったと推せられる。

そこで古代文献・木簡・碑文等の史料には「刀自」「家刀自」「大刀自」等を尊称にもつ女性が散見するが、特に「大刀自」と呼ばれた女性に留意し、その特質を描出することで当時の女性の社会的役割の一面を表面に出せるのではないだろうか、そしてその延長線上の頂点として元明即位を位置付けてみることでできないだろうかを試みた。

八世紀は律令制の完成期であり、天皇を頂点とする中央集権国家が確立した時期であった。その時点で天皇とその直系親族は中央貴族から独立した天皇「家」を形成する。元明はその天皇家の「家長」として即位したものと推察する。

元明の即位を可能たらしめた家長制確立以前の古代社会に於ける女性の役割と社会的地位を「オホトジ」から追求することによりその即位の一要因を考えてみたい。

一、大刀自の機能

奈良朝までの大刀自オホトジと呼ばれた人物を抽出し、その人物を検討することによって尊称である大刀自の意義の考掘にしたい。

(一) 膳大刀自

『上宮聖徳法王帝説』『聖徳太子平氏伝雜勸文』下三所引上宮記には太子妃の一人として膳部加多夫古臣の女善岐岐美郎女の名前を掲げている。この妃は「法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘」に「上宮法皇枕病帯念干食王后仍以勞疾並著於床(中略)王后即世、翌日法王登遐。」と説明する王后を指す。その王后とは「上宮聖徳法王帝説」釈迦像銘と積文の条に「二月廿一日癸酉王后即世者、此即聖王妻大刀自也。聖王廿二日薨也。是以明知。膳夫人先日卒也。」「三王者若疑神前天后。上宮聖天。膳夫人。合此三所也。」と明釈する如く膳大刀自(夫人)であり善岐々美郎女である。膳大刀自は聖徳太子との間に八人の子女を儲け『聖徳太子伝暦下』推古十八年条に「冬十月、妃膳氏待坐。太子語妃曰、汝如我意、触事不違。吾得汝者我之幸也。吾死之日、同穴共埋。」とある様に太子が最も信頼し寵愛した女性でもあった。

膳大刀自の生家である膳氏は大刀自の妹比里古郎女が太子の同母弟の来目皇子に嫁し、上宮王家との姻戚関係に加えて此頃には斑鳩の地に勢力を浸透させ、生活圏も等しくすることによって太子一族との関係も密接であった。この様な強固な絆で上宮王家と結ばれていた膳氏は上宮王家を取り仕切る地位にあったのではないかと加藤謙吉氏は推察する⁽⁵⁾。加藤氏が述べられる如く膳氏一族が従来から説かれていた以

上に上宮王家と強固な結合を固守していたとするならば、膳大刀自は上宮王家の内部を一手に引き受けて処理する刀自的存在として認識されていたと考えられよう。

(二) 飯盛大刀自

『播磨国風土記』揖保郡条に「飯盛山。讃伎国宇達郡飯神之妾名曰飯盛大刀自。此神度来、占此山而居之、故名飯盛山。」とある。讃伎の国宇達郡の飯神の妾は名を飯盛大刀自という。この神が瀬戸内海を渡って播磨国揖保川下流域の山を占有して住んだ。飯神は「延喜式」(巻第十神名下)に「讃伎国鵜足郡飯神社」がある。「古事記」上イザナギ・イザナミの国生みの時讃岐国は飯依比古という、とある。

飯盛大刀自が領有した播磨国は播磨平野の耕地に恵まれ、生産性の甚だ高い土壌であった。『風土記』では伊和大神等の神々による開墾・農耕関連説が多く、早期から発展した地域である。一方讃伎国は条里制の遺構が良く残っており、早くから開発の進んだ地域でもあった。しかし雨量が少なく大川もなく、天災の影響も受け易く『続日本紀』(以下『統紀』と略す)には約百年間に十六回もの飢饉賑恤が記録されている。これらの事情から讃伎国に住んでいた人々が、より肥沃な土地を求め播磨国に移住したことが『風土記』揖保郡条に反映されているのではないだろうか。そしてその移住者達の首長的存在として集団を統率したのが「飯盛大刀自」だったと考えられる。

(三) 氷上大刀自・大原大刀自

『万葉集』巻第二十一十九の割注に「藤原夫人歌一首、淨御原宮御宇天皇之夫人也 字曰氷上大刀自也」とあり、天武の藤原夫人の一

人である氷上娘が氷上大刀自と呼ばれた。『天武紀』十一年(六八二)正月壬子条に「氷上夫人薨于宮中」と記述されていることからその居住地は飛鳥淨御原宮の一画である可能性が高い。

『万葉集』巻第八一四六四「藤原夫人歌一首明日香淨御原宮御宇天皇之夫人也。字曰大原大刀自。即新田部皇子之母也。」この割注により藤原夫人すなわち大原大刀自とは『天武紀』二年(六七三)二月癸未条に「夫人氷上娘弟五百重娘、生新田部皇子」にみえる藤原鎌足の娘・五百重娘である。彼女の字の大原は「我が里に、大雪降り、大原の古りにし里に、降らなく後に」(『万葉集』巻第二一〇三)に表現されている地名の「大原」である。天武が飛鳥淨御原宮とは直線距離にして七、八百メートル程しか隔たない大原の里に住む藤原夫人(大原大刀自)に贈った歌で、その反歌が「我が国の、おかみに言ひて、降らしめし、雪の摧けし、そこに散りけむ」(『万葉集』巻第二一〇四)である。両者の贈答歌から天武の夫人五百重娘は大原の地に住んでいた。

五百重娘の没年は不明だが異母兄の藤原不比等との子の藤原麻呂の生誕が持統十年(六九六)であるから律令制下での生存も考えられる。氷上娘が十三歳で天武の後宮に入内しその後五百重娘が同じく天武の妻妾の一人となったと考えれば姉妹の入内は父藤原鎌足の死後のことである。

鎌足は神祇祭祀を掌る中臣氏の一系統で後宮や后妃とは無縁であった。しかし天智八年(六六九)十月に臨終の床にあった天智から「藤原」姓を賜わり、二人の娘が天武の夫人として内廷に参入したことは

以後に於ける藤原氏の伝統となりその繁栄を支える原動力となった。

藤原氏の始祖鎌足が死去した時、子の不比等は十一歳であった。不比等は壬申の乱を経て天武九年(六八〇)には長男武知麻呂・同十年(六八一)房前の生誕、同十一年異母姉・氷上娘の死去、そして持統三年(六八九)直広肆(従五位下)・判事に就任した。その間極めて軟弱な新興氏族・藤原氏の本流を支えてきたのは天武の夫人となり父の創始した姓の安泰と隆盛を期待した姉妹である。尤も鎌足直系の藤原氏を統率したのは天武の皇子女も儲けること無く早世した氷上大刀自よりも新田部親王を産み亡父の居住地に居宅を構えて皇子を養育した大原大刀自の方が似つかわしい。

この様に姉妹が共に大刀自と字された背景には父鎌足の死後に於ける藤原氏の存亡が背後に重く押し掛かっていた。

(四) 石川命婦

『万葉集』巻第三―四六一に「大家石川命婦」、『同』巻第四―五一八には「佐保大伴大家」とある。大伴宿弥安麻呂の妻でもある石川命婦は「大家」と尊称されていた。大家は「オホトジ」と訓読される。

安麻呂は巨勢臣比等の女・巨勢郎女を娶って第一子旅人と第三子田主を儲けている。第二子が石川命婦の生んだ坂上郎女であるが、安麻呂の死去は和銅七年(七一四)であるから以後その佐保の邸宅は石川命婦に継がれたことになる。大伴家の家僧として佐保邸に寄宿していた新羅国の理願尼僧が家主の安麻呂の死後も全面的な支援を受け、その長逝の葬儀や供養を施したのは石川命婦である。彼女が実質的にも

大伴安麻呂家の女主人であったからに他ならない。安麻呂の嫡妻は巨勢郎女であったろうが、彼女が生前佐保邸で夫と同居していたか否かは痕跡が残っていない。多分旅人・田主兄弟を産んでほどなく亡くなったのである。以後石川命婦は嫡妻扱いを受け安麻呂薨去後は名実ともに大伴家の最高責任者であった。彼女は内命婦として内廷に仕えていた折、元正太上天皇が水主内親王の病氣見舞のための歌を宮人に命じられたが、石川命婦のみが献上したと『万葉集』巻第二十一―四四三九に記載されている。

石川命婦は才賢な女性だったと思われる、その彼女が大伴家の後継者としての資質を十分に持ち得たと考えられる。

(五) 安部大刀自・石川大刀自

『長屋王家木簡』⁽⁸⁾

・安部大刀自御所米一升

巻田廿口
一重万石

受物部立人

・御所進米五升 九月十六日

『万葉集』巻第八―一六一三、賀茂女王の歌一首の割注に「長屋王女母曰「阿部朝臣也」と記されていることから安部大刀自 || 阿部朝臣で長屋王の妾の一人と見られている。⁽⁹⁾

阿部朝臣なる人物については経歴未詳で、敢えて推測するならば八世紀前半の上級官人である阿部朝臣広庭との関係者とみられる。広庭は長屋王政権下の神龜四年(七二七)従三位で中納言に任じられた。⁽¹⁰⁾『懐風藻』には「秋日長王(長屋王)が宅にいて新羅の客を宴す」と脚注する五言詩を掲げることからも長屋王とは親密な関係にあつ

たと思われ、娘或いは近親者の女性を妃として送り込んだものと推される。

『長屋王家木簡』⁽¹¹⁾

・石川大刀自進五升 卷

この他に石川夫人・石河夫人・石川嬪なる名称も見い出せる。木簡には長屋王を「長屋親王」、山形皇子を「山形(方)王子」「山方王」、竹野女王を「竹野皇子」「竹野王子」等と同一人物の称については少くとも長屋王邸宅内では律令制の規定よりも緩和だったらしいことを考慮すれば石川大刀自も数通りの称をもっていた様である。

『本朝皇胤紹運録』には長屋王の妻で「桑田王從五位上 母石川虫丸女」なる女性がいる。彼女が石川大刀自に該当できようか。⁽¹²⁾桑田王は『統紀』天平元年(七二九)二月癸酉条に「无位桑田王」と記されているから從五位上は疑問である。

ところで安部・石川両大刀自を長屋王の妻妾として論を進めているが、それを否定する説がある。森田悌氏は両者をもって天武天皇の後宮で活躍した婦人と見做し、北宮で氷高内親王の庇護を受けつつ生活していた女性であろうと推測された。⁽¹³⁾その根拠の一つに「後宮職員令」に天皇の妾のみを「夫人」と称することを規定していることに依る。確かに『統紀』神龜元年(七二四)七月庚午条に「夫人正三位石川朝臣大薮比売麩」とある。しかし木簡では彼女らが米一升・五升等の支給を受けたとする。かつて天武の夫人たる者が北宮の本主に日々單位の米を配給されていたとは考えられない。天武夫人石川は『統紀』慶雲元年(七〇四)正月壬寅条「石川夫人、益封各一百戸。」また薨

時には正三位を帯しており、その経済生活の基盤は国家給付によって営まれていたと考えると、やはり二人の大刀自は長屋王の妾とするのが妥当であろう。

木簡から憶測した石川・阿部大刀自から与えられる印象は鮮明に抽出することはできないが、安部大刀自の居所は御所と呼ばれている。長屋王邸内では「御所」や「宮」の尊称をもつ建物が数多く散在し、二人の妾もまた壮大な敷地内の一区画を割り当てられ、その経済力に寄生した「宅」が構えられた。ここではその家宅の女主人・家長の尊称として大刀自を用いられたのではあるうか。

(六) 国威大刀自

『尊卑分脉』広継条に「母左大臣石川磨(蘇我)女 從五位下国威大眉」と見え『公卿補佐』天平神護二年(七六六)藤原宿奈麻呂(良繼)項に「母左大臣石川麻呂女 從五位下国威大眉」と記す。藤原良繼の母は石川磨の娘で「国威」あるいは「国盛」であったとするが「石川磨」なる人物は見当らない。しかし『公卿補佐』神護景雲四年(七七〇)条には「母左大臣石上朝臣磨女、從五位下刀自」とあつて「石川磨」は「石上磨」の誤記であるらしい。「眉」は転写時に「負」を見誤つてのことであり『倭名類聚抄』に「負^{刀自}」と解釈していることから「大眉」は「大刀自」が正しい。⁽¹⁴⁾「国威」若しくは「国盛」かは『統紀』天平勝宝元年(七四九)四月申午条の叙位者の一人に「石上朝臣国守」なる人物がみえ、從五位下に昇格され『同』天平宝字四年(七六〇)五月壬辰条では從五位上に昇叙されている。これらの記事を総括すると「母左大臣石上朝臣磨女從五位上国威大刀自」と

することができる。

国盛は藤原不比等の第三子宇合に嫁いで広嗣・良継を生んだ。しかし宇合が天平九年(七三七)八月に他の兄弟共に天然痘で死亡した後、長子である広嗣が同年九月に武智麻呂の四男乙磨、房前の第二子永手と共に従五位下を授かり、同十年(七三八)四月には大養徳守、同年十二月に大宰少弐に任じられ九州筑前に下向した。国盛にとって宇合家の将来に安堵したのも束の間、天平十二年(七四〇)九月に広嗣は赴任先で謀反蜂起・乱中に網手が斬殺された。反乱鎮圧後広嗣は誅殺、良継・田麻呂も連座して各々伊豆・隠岐に配流、無位の清成と幼童の百川・倉下麻呂が残された。將にこの時宇合家は未曾有の危機に追い込まれたとみられよう。良継が天平十四年(七四二)に赦されて少判事となり、同十八年(七四六)四月従五位下に昇叙された以後も式家を維持してきたのは自ら後宮に女官として仕えてきた⁽¹⁵⁾国盛であったと考えられる。

式家の家長としてその家の管理・統率し門閥を守る立場にあった彼女を「大刀自」と賛称したと推せられる。

(七) 西宅大刀自

『大日本古文書』七—五頁

寫經目錄 正倉院
文書

(續々修^{十二}條)

〇〇 仏頂經 〇〇 卷 〇〇

右、爲西宅大刀自 〇〇

涅槃經八十四卷 真紙 天平三年八月十日 〇〇

涅槃經卅卷 真紙 法花經八卷 真紙 雜 〇〇

右、爲僧等施寫

天平三年十一月五日 内 〇〇

この文書は皇后宮職の写經事業に関する天平三年から同九年までの内容の前後の欠けたもので、書写した經卷名と用途を明記している。經卷は諸寺の齋会に用いるものや、元明太上天皇のために書写したものの、「僧寺」等に施給するものであり、その中に西宅大刀自用に書写したとする記録であるとする⁽¹⁶⁾。また「西宅」なる用語も正倉院文書に散見するが、そこには多数の經典が保有され、多くの写經の底本とされたことが記されている。加藤優氏はこの西宅がかなり有力な家であったこと、皇后宮職即ち光明皇后との関係から西宅大刀自が具犬養三千代であることを推察された⁽¹⁸⁾。

三千代は藤原不比等との間に光明子を儲け、和銅元年(七〇八)十一月に元明即位の大嘗祭での宴で天武朝から歴代に仕えた忠誠を賛えられ杯に浮かぶ橘とともに宿弥の氏姓を賜与された。彼女は女官として早くから後宮に勢力をもち、不比等の昇進を援助、光明子の入内・立后に力尽し、藤原代の繁栄のために裏面で画策したとされる。

さて加藤氏の論説に左袒して「西宅大刀自」を橘三千代だとすると、この西宅とは何を示しているのか。西宅はまた西家とも同じと見做されて⁽¹⁹⁾いる。その西家を検討する上で参考となる史料として

天平十一年四月廿六日

「紫紙二百卅賜北家奉令旨如右」⁽²⁰⁾

「南家解 申進上材事(中略)四年六月十四日」⁽²¹⁾

を掲げることができる。「武智麿家伝」⁽²²⁾によれば「以_三宅在_二官南_一」世号白_三南脚_一。」とあり、その宅が平城宮の南に位置していたためとする。房前が北家と称されたのは武智麻呂宅より北に位置していた理由によるものであろう。⁽²³⁾何れにせよ藤原四脚家を南北式京家と称したのは北家の天平十一年(七三九)が史料としての初見であるから四兄弟が死去して間もなくのことであろう。

西宅を西家と同じと見た場合、西家の表記使用時は天平十二年が最初であり北家と大差ない。かかる「家」の表記は藤原氏の結縁者のみに使用されたものと考えられる。そうすると三千代の邸宅は房前の北家・武智麻呂の南家に対応して平城京の西域・南家の西に構えていたと考えられる。三千代は藤原氏の分流家を創出し家の長として「西宅大刀自」と呼称されていたのではないだろうか。

大刀自の大を規模が大きいの意味に加え、貴婦人を賛美する言葉と解して、社会的地位が地方豪族の刀自よりも上位の刀自的機能をもつ貴族出身女性を「大刀自^{オホトジ}」と称した。

以上の検討を通して大刀自と尊称される女性達は神話的要素を含む飯盛大刀自を除けば皆上級貴族出身者である。凋落に瀕しかねない実家を見たり、婚家の衰退の回避や門閥家の維持・援助にと奔走し、その果たした役割は非常に大きかったといえる。

このような行動の背景はその属する「家」に於ける彼女らの社会的地位に依拠する。氷上・大原姉妹は天武の妻妾の一人であったし、石川命婦、国威、西宅各の大刀自は後宮で活躍する女官でもあり、彼女達自身の家政機関である家や宅も設置していた可能性も高い。これらの

大刀自達は当時の一般的な夫婦別産の慣行⁽²⁴⁾に従って経済的にも自立していたと思われ、彼女達の主体性は「家」の固守と継承という点に於いてはより一層強化したのではないだろうか。奈良期における「家」の概念は永続する経営体としての家は成立していなかったとされる。⁽²⁵⁾しかし中央貴族官人層については藤原不比等・房前にみられる死後の公的家で封戸や家令職員の存続が指摘されていることを考慮すれば、⁽²⁶⁾微弱ながらも経営体としての「家」の萌芽を想定したい。この様な貴族層の家では亡夫後や自身の家政機関である公的家の設置によって、その家の運営・管理権を掌握するところの最高責任者である地位を獲得したのが大刀自と称される女性であったと言えよう。言い換えれば大刀自とは貴族の家に於ける家の長としての機能を具有していたのではないだろうか。

二、阿門皇女の政治的地位

貴族層では氏集団から個人単位の「家」概念の萌芽により徐々に経営体としての家が形成されると政治的家長である男性亡き後、家の中心的存在となる女性を大刀自と見做した。かかる慣行が天皇家に於いても容認できることを元明天皇を通じて一考を提示したい。

阿部皇女は父を天智、母を蘇我倉山田石川麻呂の次女姪娘とし、同母姉に御名部皇女がいる。⁽²⁷⁾母の姉である遠智娘もまた天智の後宮に内して太田・鶴野讚良両皇女を生んだ。この姉妹は共に天武妃となり各々大津・草壁皇子を儲けた。この様な天皇家に於ける身分的婚姻の

規定に従って阿閉皇女は草壁に嫁して軽皇子を生む。軽皇子の実姉氷高内親王の誕生が天武九年(六八〇)であるから二人の婚姻はその一・二年前であろうか。我が子草壁皇子を次期天皇にと目論む讚良皇女にとって阿閉皇女は年齢・血脈紐带的にも最良の相手であった。

阿閉皇女は草壁皇子が皇太子とされるに及んで皇太子妃となった。草壁皇子が即位すれば皇后となり軽皇子の登極で皇太后にも成りうる可能性があった。しかし実際には草壁皇子の早世により持統の讓位を受禪したのは軽皇子であった。

阿閉皇女は夫の死により故皇太子妃と称され文武朝では皇太妃であったとされる。「皇太妃」が初めて正史に現われるのは『統紀』大宝元年(七〇一)七月壬辰条に

勅、親王以下准其官位賜食封(中略)又皇太妃、内親王及女王、嬪封各有差

とする大宝律令の施行に伴う食封支給記事である。この皇太妃は公式令第廿一・35・36・37条に規定されている。

皇太后

太皇太妃・太皇太夫人同

皇太后

皇太妃・皇太夫人同

皇后

右皆平出。

同条義解に

天子祖母登后位者 為太皇太后、居妃位者為太皇太妃、居夫人位者、為太皇太夫人也。天子母登后位者、為皇太后、居妃位者、為皇太妃、居夫人者、為皇太夫人也。

(皇后)謂、天子之嫡妻也。

とあり、同条集解古記にも

上件六員太字若子孫不即位者太字不加之

とある。子または孫が即位しない場合は太の字を加えないと説いている。従って皇太妃とは配偶者が天皇であろうとなかろうと実子が天皇になった母(妃位)の尊称である。唐令に於いて規定されているのは太皇太后・皇太后・皇后の三后制度であり、他の四員は日本独自の称号である。

阿閉皇女は文武朝では文武の生母である由に皇太妃と称号されたが、具体的にどの様な地位と権能を有していたのであろうか。

・「皇太妃宮職解 卿等給布廿端」
慶雲元年



・×皇太妃宮舍人 請業

・×□□□□□右二品

先述の大宝元年七月の記事から阿閉皇女は皇太妃であり、これらの木簡から彼女自身の宮を設け宮職としていたことから、それに付属する

家政機関を設置していた。加藤裕氏はこの皇太妃の地位については三

后と同様に遇されたとし、春名宏昭氏は「太皇太后以下の七員は大宝

令に同等の権能を有する地位として規定され、この内容は阿閉皇女の

事例によれば天皇大権の代行だったと理解できる」とする。太皇太妃

以下の四員も令制中宮職の一つに他ならないとする見解に対して、中

村隆之氏は公式令6令旨式では令旨の発給権限は三后のみが有してお

り、太皇太妃以下の四員は準用規定としてもみられないことから、令文規定から確実に中宮職が設置されたと見做し得るのは三后のみと解した。⁽³²⁾

皇太妃宮職についての具体的内容は詳らかに明されていないが、皇后宮職に関しては鬼頭清明氏による意欲的な研究があり、その性格を「皇后の啓令とその日常生活をささえる機関であり、私僕的な色彩の強いもので、財政的にも封戸・庄をもった私経済的側面によって支えられていた。」として、皇后宮職を皇后の日常的な家政業務を司る機関として把握するが、政治上の役割については「皇后の側近の官であり「啓令」をあずかる機関であった」ことを指摘するに留まっている。⁽³³⁾ 鬼頭氏が充分に解せられなかった皇后宮職の果たした政治的機能に関する検討は中村隆之氏によって行なわれ「律令制下の皇后が大権の一部を日常的に行使するうえでその直接的な基礎としての地位を占めたのが他ならぬ皇后宮職だった」として「皇后宮職は三后の一つたる皇后の宮に設置された令制中宮職の一つであった」と論じる。⁽³⁴⁾

中宮職は三后が基本であるのに拘わらず太皇太妃以下の位置はどのような意図で行なわれたのであろうか。春名氏は西本願寺本『万葉集』巻一の六二番の書き入れに「国史云。大宝元年正月、遣唐使民部卿粟田真人朝臣已下百六十人乗船五隻、小商監徒七位下中宮小進美奴連岡麿云々」の中宮を皇太妃と解した。⁽³⁵⁾ 中宮に皇太妃を含むと解すれば他の三員もまた可能性が極めて高く、四員を含む七員を総じて中宮と呼んだと考えることができよう。

大宝元年（七〇一）頃の後宮に於ける文武の嫡妻とみられる藤原宮

子は夫人どまりであることから中宮を皇太妃である阿閉皇女のことと理解するのが妥当であろう。皇太妃の用語が大宝元年七月、皇太妃宮が大宝三年（七〇三）正月、そして慶雲元年（七〇四）に皇太妃宮職が見い出されることは、これらの尊称及び設置が大宝令の制度と時を同じくして成立したことが想定でき、これがその時期に必要なに応じて発現されたものであると考えられる。

文武は持統の讓位を受け文武三年（六九七）八月に即位した。⁽³⁷⁾ その政治形態は『統紀』元明天皇即位前紀七月壬子条に

（前略）日並所知皇太子之嫡子、今御宇^皇天皇授賜而、並坐而此天下^手治賜^比諸賜^略、（後略）

とある様に文武と太上天皇に昇華した持統との共治体制であった。⁽³⁸⁾ かし若輩天皇の後見人であった持統が大宝二年（七〇二）十二月崩御すると、翌年の大宝三年（七〇三）正月に太政官の政務を総轄する令外の官として初代知太政官事の地位に刑部親王が就任、⁽⁴⁰⁾ その死後穂積親王を補任した。しかし知太政官事の地位は飽く迄も台閣第一の座を占めるものであり、皇権を補佐するものではなかった。

元来、男帝に内親王（皇族）皇后を立てるのがこれまでの慣例であったにも拘わらず、文武にはその生涯に於いて皇后を冊立しなかった。後宮職員令第三に妃は四品以上で内親王とすることが前提として制定されているのに皇后に関する基準は曖昧で皇后の出自を特に規定していない。⁽⁴²⁾ しかし皇后の政治的役割を看過することはできない。

古代の皇后の政治的役割については『記紀』に断片的にしか記載されておらず、その全体像は捉え難いと言える。

『繼體紀』元年(五〇七)三月甲子条

立_二皇后手白香皇女_一、脩_二教于内_一。

『安閑紀』元年(五三四)七月朔条

皇后雖_レ體同_二天子_一、而内外之名殊隔。亦可_レ以充_二屯倉之地_一、式樹椒庭_一、後代遺_レ迹。

『欽明即位前紀』

余、幼年淺_レ識、未閑_二政事_一。山田皇后、明閑_二百揆_一。

手白香皇后は「内」を修めたとし、この内とは後宮を示すとするが、⁽⁴³⁾この時期に律令制下の内廷の如き後宮が付置されていたとは考えられない。春日山田皇后は天皇と同じ待遇ではあるが、やはり活動の場は内である。ここでの内は外とは対称的に用いられ、外が一般世間を解すると内とは朝廷内を指すとして「内」は皇族内或いはキサキの宮と考え皇后はそれらを管轄したと見做したい。しかし春日山田皇后は政治にも関与していた。また『崇峻即位前紀』六月庚戌条の御食炊屋姫尊による穴穂部・宅部両皇子謀殺の詔、同じく御食炊屋姫と郡臣の推挙によつての崇峻即位の権限をもつていたこと、更に『天武紀』朱鳥元年(六八六)七月癸丑条

天下之事、不_レ問_二大小_一、悉_レ啓_二于皇后及皇太子_一。

『持統称制前紀』

皇后從_レ始迄_レ今、佐_二天皇_一定_二天下_一。

とあり、鸕野讚良皇后は天武の補佐としてその不豫に際しては国政の執政・統治に深く関与していたことは明白である。そして『統紀』天平元年(七二九)八月壬午条光明子立后宣命にみえる「しりへの政」

は皇后が天皇の政治を補佐すること、若しくは皇后と天皇との共同執政・共同統治をする権限を示唆する⁽⁴⁴⁾と考えられている。

だが歴代皇后(大后)を全体的に瞥見すると皇后が国政に関係するのは先例の様に天皇不在時と天皇が実際に親政不可能な特殊な場合に限定されており、⁽⁴⁵⁾本質的に皇后は国政に対する執政権・統治権を保有していたとは考えられない。通常に於ける皇后の役割は「内」である皇(王)族内部の掌握者として把握することができる。皇后は天皇家内部の秩序を保ち「内」を統率する機能を担う。そして皇権に危機が生じると皇権の移行を拒拒するのを意図して、尊貴な出自の皇女・王女故に「皇后雖_レ體同_二天子_一」と言われる様に、天子と皇后の一身同体を基本としてその皇権を緊迫状態に陥いつた場合のみ獲得できたものと考えられる。皇后が内から外への活躍の場を最大に發揮するのが夫の死去か不豫の時であることはある意味では実態的に天皇の後継者は皇后であると言えるのかも知れない。

皇后の社会的役割を以上の様に推考すると皇后を擁立した形跡のない文武朝での皇后的役割——内実は若き病弱な文武の擁護・後見者として——は血統的にも最勝な阿閉皇女がその任を遂行したと考えられる。そしてこの様な阿部皇女の立場を公的に正統化するのを目的に三后と同等の地位と考えられる「皇太妃」を大宝令に設置されたと推察する。

三、天皇家に於ける阿閉皇女の地位

『統紀』元明即位前紀に文武が病床に臥し親政困難に陥った状況が

記述されている。

(前略)慶雲三年十一月 豊祖父天皇不予、始有「禪位志」。天皇謙讓、固辞不_レ受、四年六月 豊祖父天皇崩、庚寅。天皇御「東樓」、詔召「八省卿及五衛督率等」、告以下_レ依_レ遺 詔撰「萬機」之状上。秋七月壬子。天皇即位於大極殿。(後略)

〔同〕慶雲四年七月壬子条之元明即位宣命

(前略) 去年十一月、威_母加、我王朕子天皇_乃詔_久朕御身勞坐故、暇間得而御病欲治。此_乃天_豆日嗣之位者、大命_坐世_大坐_々而治可_レ賜_止讓_止賜命_乎、受被賜坐而答曰_久朕者不堪_止辭白_而受不坐在間_尔、遍多_久日重而讓賜_乎勞_威、今年六月十五日、詔命者受賜_止白_此重位_不繼坐事_母天地心_乎勞_重畏坐_止詔命衆聞宣。(後略)

文武は阿閉皇女の即位を遺詔して崩じ、阿閉皇女は文武の遺詔によって即位したと明記している。

従来では天智皇女として早逝した草壁皇太子妃であることから皇后に準ずる地歩にあつた者として即位を可能たらしめたことがその主な依拠であつた。⁽⁴⁷⁾元明天皇即位宣命中の「近江大津宮御宇大倭根子天皇_乃、与天地共長与日月共遠不改常典_止立賜_此敷賜_法乎」に見える「不改常典」なる法が嫡々相承に基づく皇位継承法であり、その為に必要な讓位方式と太上天皇と天皇との相互補完的政治体制を意味するものであつた。そして持統から嫡孫の文武への継承を先例として年少の立太子及び即位に基本路線を置き、祖母にあたる阿閉皇女が即位して嫡孫の首皇子の成長を待つものであつたとする。⁽⁴⁸⁾

文武の崩御が六月十五日、阿閉皇女の即位が七月十七日のことであ

り、この間の六月二十四日には阿閉皇女が「万機を撰る」旨の詔を發している。「詔」は天子のことばであるからこの時点で阿閉皇女は天皇と同等の権能を有しており、天皇不在時に於ける大権の代行を行使したものである。阿閉皇女のかかる行為は皇太妃としての権能に依拠して実現されたものであるが、天皇大権の代行者がそのまま次期天皇に相承できるという確証はない。現に文武の即位によって既に天武諸皇子の世代からでは無く、天武の孫にあたる二世王の世代から新天皇を擁立すべきとの共通感が形成されていたとすれば、⁽⁴⁹⁾文武崩時には御名部皇女と天武の長子高市皇子との間に生まれた長屋王が二十四歳若しくは三十一歳に達していた。⁽⁵⁰⁾首皇子が未だ稚弱の七歳であるのに対して成人した皇族が存在するにも拘らず、文武から阿閉皇女への高御座継承は傍係を廢する直系・天皇家の親近身内の相承という現象に具現化されている。文武は血縁的に最も濃厚な実母に讓位を意図したのであり「不改常典」はかかる天皇家の意向を公的手段として利用したに過ぎない。

そこで注目したいのは文武が阿閉皇女に「此天つ日嗣の位は大命に坐せ大坐坐して治め賜うべし」と自分の意志を告げ、阿閉皇女はその遺詔によって自ら即位したと説明していることである。先帝の遺詔と自分の決意という二つの積極的意志作用による元明の即位は実現したのであるが、ここで阿閉皇女の皇室内に於ける位置に留意したい。

皇太子妃については皇太子の嫡妻ということだけでその機能は不明であるが、持統期には皇后が不在であつたから皇族内の実質的な統率者の役割を果たしたのは阿閉皇女ではないだろうか。このことは文武朝にも適應する。文武は持統太上天皇の主導のもとに政治を行使して

いた。⁽³¹⁾ 故に天皇家内部では阿閉皇女が草壁皇子宮家の寡婦としての基盤を置いたと考えられる。彼女は文武の後楯として若い天皇を補佐したがその行為は持統太上天皇の如く表面に立って権力構造の中で捉えるのでは無く、天皇家の長としての機能を最大に表出することで確保できる潜在的権限であったとみられる。国家の最高権力者である天皇がその家内に於いても長で有り得たと簡単に断言することはできず、皇室内部の序列関係に於いては天皇より生母が尊重されたのではないだろうか。特に天皇家は推古以来近親婚が著しく皇位を傍系に移行することはなかった。そこには皇后（大后）所生の子が天皇に即くという直系皇位継承⁽³²⁾即ち皇統の血縁に最も濃厚な皇女皇后（大后）を母とする皇子が次期天皇継承者になるという皇統純血主義概念を見ることが出来る。皇統の正統性に連なる純化と権威の強化と言うことでは女帝が続出した七〜八世紀が最盛期であり、臣下や外戚に侵されること無く皇権を掌握し得たのではないだろうか。天皇家の母方女系血統の重要性は皇位継承の決定権だけでは無く、傍系皇族を排除し貴族とも全く血統を異にする独自の純粹天皇「家」を創出することで天皇家の権威と尊厳を保持することができたのではないだろうか。

皇極（斉明）・孝徳両天皇の生母は吉備姫王、舒明の生母は糠手姫皇女で、前者を「吉備皇祖母」、後者を「島皇祖母尊」と呼称されている。また前皇后（大后）・前天皇であった皇極は「皇祖母尊」、元明に於いては『統紀』神龜三年（七二六）二月甲午条では「皇祖母」『同』天平元年（七二九）八月壬午条には「王祖母天皇」と尊称されている。これら「皇祖母」と称された女性は夫亡き後我が子が即位し

た以後も皇室内部の年長者として地位が高く権威を有していたとみるべきであろう。

糠手姫皇女は夫（敏達と石姫皇后との長子・押坂彦人大兄皇子）が皇位継承予定者でありながら早逝した為に大后に就くことが出来なかった。この様な状況は阿閉皇女と同様であるが、相違点は舒明の即位まで敏達と全く血縁関係の無い蘇我氏系の天皇（用明・崇峻・推古）が擁立されており、糠手姫皇女はその間全く皇室内部に自己の基盤をもつことができなかった。対して阿閉皇女の場合は草壁皇子が早死したとは言え、その母持統が次期天皇に昇りその系統が引き継がれたことにある。阿閉皇女は皇太子草壁皇子宮家の寡婦であることから高貴な血統からも皇室「家」の大刀自——家長として「家内」を統率していた人物と見做したい。

文武の死後に直系皇位継承を遂行するにはその人材として阿閉皇女と氷高内親王しか存在しなかった。かかる事態の中で直系相承を志向した主体が天皇家側であった如く、群臣の合議ももたず、皇太妃の権能と室内の家長として二重の皇室主導権を掌握していた阿閉皇女が早急に皇位を争奪した。彼女にはこのことが可能な地位を獲得していたと考えられる。そして元明朝の皇后的役割を果たしたのは氷高内親王ではなかったのか。元正の登極は中嶋治代氏が聖武の中継ぎであって、首皇子の皇権を共有できる人物として必然的な現象であると指摘する。

元明登極の理由として嫡系皇位継承とは不可欠な関係であることは容認できる。しかし傍系親族を阻止し貴族を介入させること無く元明の即位を容易にしたのはその地位が皇太妃（三后）に転上したこと、そして何よりも持統・文武両朝では身内の性格をより一層進化させた

皇室内部に於ける草壁皇太子の寡婦として天皇「家」を統率する家長の身分に就いていたことによるものであると推察する。

おわりに

文献上に散見する「大刀自^{オホトシ}」の機能を通して主に奈良時代の社会的位置付けを試みた。その上でかかる貴族層にみられる「家」の継承が天皇家にも容認されることを稚拙ながら検討した。その結果として大刀自を尊称にもつ中央貴族官人層女性が家の継承に深く関与できるのは家長の地位に基づくものであり、元明もまたかかる家の継承者に適応することが即位を可能たらしめた一因と察せられる。

阿部皇女が文武朝に称せられた「皇太妃」は皇后に準ずる扱いを受け、皇后の機能と役割である皇族内部の掌握者として理解できる。また一方に於いては草壁皇子の死後はその宮家で大刀自的機能に於いて天皇「家」の女性家長として君臨したと見做したい。

元明の即位事情は天皇家が直系皇位継承を遂行する中で、皇太妃の機能と皇室内に於ける家長として二重の皇室主導権を保持していたことに在り、その一要因は日本古代社会に見られる大刀自の機能に依拠したものであったと考えられる。

元明の登極事情は王権内部から説明されることが極めて多いが、日本古代の女性の社会的役割からもその可能性を考えてみた。

〔注〕

- (1) 井上光貞「古代の女帝」〔日本古代国家の研究〕岩波書店 一九六五
- (2) 仁藤敦史「古代女帝の成立」〔国立歴史民俗博物館研究報告〕一〇八二〇〇三年、荒木敏夫〔可能性としての女帝〕青木書店 一九九九年、義江明子「古代女帝論の過去と現在」〔天皇と王権を考える〕七 岩波書店 二〇〇二年
- (3) 南部昇「古代戸籍帳よりみた兄弟相統——女性戸主と女帝の問題に関連して——」〔史学雑誌〕一九七九年十一月号
- (4) 井上光貞注(1) 参照特に「五・女帝の社会的意義」
- (5) 加藤謙吉「上宮王家と膳氏について」〔続日本記研究〕一九三三
- (6) 藤原氏の賜姓は鎌足の傍係親族にまで及んでいたことも不比等の将来の地位を脅かす原因の一つとも考えられる。
- (7) 『統紀』和銅七年五月丁亥条
- (8) (奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館 平成三年)
- (9) 八木充「長屋王家木簡」と皇親家令所」〔日本史研究〕三五三 一九九二年 一七〜一八頁
- (10) 『公卿補佐』神龜四年条
- (11) 注(8) 参照
- (12) 八木充注(9) 参照一八頁
- (13) 森田悌「北宮木簡の世界」〔長屋王の謎——北宮木簡は語る——〕河出書房 一九四九年
- (14) これらは木本好信氏によって詳論されている。「藤原氏と石川氏をめぐって」〔律令貴族と政争〕塙書房 二〇〇一年
- (15) 高島正人「奈良時代の石上朝臣氏」〔奈良時代諸氏族の研究〕吉川弘文館 一九八三年

- (16) 加藤優「如意輪陀羅尼經」の跋語について」(石山寺文化財総合調査団編『石山寺の研究——深密藏聖教編下』宝蔵館 一九九二年) 四二三頁
- (17) 『大日本古文書三』一四七〜一四九、七一五四〇〜五九〇、七一四六八〜四九一
- (18) 加藤優注(16) 参照四二三〜四二四頁
- (19) 加藤優注(16) 参照四一九〜四二〇頁
- (20) 『大日本古文書』二一一六九
- (21) 『西隆寺発掘調査報告書』一九七六年
- (22) 『家傳下』(武智磨傳)『群書類従』第五輯 傳部
- (23) 『今昔物語』卷二十二第二話に「二郎ノ大臣ノ北家微妙榮給テ、山階寺ノ西ニ佐保殿ト云フハ 此ノ大臣ノ御家也」とあり、佐保殿は現在の奈良市佐保町に比定される。(『古代地名大辞典—本編—』角川書店)
- (24) 吉田孝「律令時代の氏族・家族・集落」(『律令国家と古代の社会』岩波書店 一九八三年)
- (25) 義江明子「日本古代の氏と「家」」(『日本古代の氏の構造』吉川弘文館 一九八六年) 一四頁
- (26) 東野治之「古文書・古写経・木簡」(『水荃』七号 一九八九年)
- (27) 『天智紀』七年二月戊寅条
- (28) 『天武紀』九年二月是日条
- (29) 加藤優「一九八〇年出土の木簡 奈良藤原京」(『木簡研究』三 一九八一年) 一九頁
- (30) 加藤優註(29) 参照 一七〜一九頁
- (31) 春名宏昭「皇太妃阿閉皇女について—令制中宮の研究—」(『日本歴史』五一四 一九九一年) 四八頁
- (32) 中村隆之「律令制下の皇后官職(上)」(『新潟史学』三一 一九九三年) 三五頁
- (33) 鬼頭清明「皇后官職論」(『奈良国立文化財研究』Ⅱ 一九七三年)
- (34) 中村隆之「律令制下の皇后官職(下)」(『新潟史学』三一 一九九四年) 四九〜五一頁
- (35) 春名宏昭注(31) 参照 四三〜四五頁
- (36) 持統女帝は讓位後太上天皇と称され、三后の称号を付されることはなかった。
- (37) 『統紀』文武元年八月甲子条
- (38) 石尾芳久「古代天皇制と変遷」(『日本古代天皇制の研究』法律文化社)
- (39) 『統紀』大宝二年十二月甲寅条
- (40) 『』慶雲二年正月丙戌条
『』『』『』 九月壬午条
- (41) 『記』では「大后」とする。系譜上ではあるが仁徳の皇后八田若郎女(八田皇女)以降、天武の皇后鸕野讚良皇女に至るまでの皇后は全て皇族出身者であり、武烈以外は何れもこの例から逸脱しない。
- (42) これは天皇(皇太子)の生母 || 皇后とする觀念によるものとする説がある。(瀧浪貞子「光明子の立后とその破綻」『史窓』第四一号)、(中井真孝「光明立后と政權の交替」『奈良時代の政治 日本古代史研究Ⅰ』佛敎大学通信敎育部、一九九二年)
- (43) (『日本古典文学大系』『日本書紀』下、二三頁)
- (44) 金子武雄(『続日本紀宣命講』東京図書出版株式会社 一九四一年)
- (45) 石尾芳久「藤原不比等と律令の成立」(『日本古代天皇制の研究』一九七七年 木鐸社)
- (46) 井山温子「しりへの政」その権能の所在と展開」(『古代史の研究』一三 一九九五年)
- (47) 井上光貞注(1) 参照
- (48) 野村忠夫「古代の女帝」(『歴史公論』一〇八 一九八四年) 四九頁

- (49) 大平聡「日本古代王権継承試論」(『歴史評論』四二九 一九八六年)
 (50) 長屋王の死没時の年齢については四六歳説と五四歳とがあり、現在尚決着がつかない。

- (51) 持統太上天皇は大宝二年(七〇二)の東国幸行時に免租・叙位・賜祿・賜姓等を行っている。これらの行為は事実上天皇と同等若しくはそれ以上の権力を保持する結果だとみられる。

- (52) 南部昇「女帝と直系皇位継承」(『日本歴史』二八二 一九七二)
 (53) 中嶋治代「元正女帝の登極とその背景―皇位継承と古代天皇制の一考察として―」(『史流』25 北海道教育大学史学会 一九八四年) 七一―八三頁

〔参考文献〕

- 『古事記』(日本古典文学大系 岩波書店 一九五八年)
 『日本書紀』(日本古典文学大系 岩波書店 一九六五年)
 『続日本紀』(新日本古典文学大系 岩波書店 一九八五年)
 『万葉集』(日本古典文学全集 小学館 昭和六二年)
 『古代地名大辞典』(角川書店 平成十一年)
 『風土記』(日本古典文学全集 小学館 一九九八年)
 『寧楽遺文』(東京堂出版 昭和五六年)
 『大日本古文書』編年文書(東京大学出版会)
 『律令』(日本思想大系 岩波書店 一九九〇年)
 『群書類従』(続群書類従完成会)
 『公卿補佐』(国史大系 吉川弘文館 昭和五七年)
 井上光貞「古代の女帝」(『日本古代国家の研究』岩波書店 一九六五年)
 仁藤敦史「古代女帝の成立」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇八 二〇〇三年)

- 荒木敏夫(『可能性としての女帝』青木書店 一九九九年)
 義江明子「古代女帝論の過去と現在」(『天皇と王権を考える』七 岩波書店 二〇〇二年)

- 南部昇「古代戸籍帳よりみた兄弟相続―女性戸主と女帝の問題に関連して―」(『史学雑誌』一九七九年十一月号)
 加藤謙吉「上宮王家と膳氏について」(『続日本紀研究』一九三)

- 奈良国立文化財研究所編(『平城京長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館 平成三年)
 八木充「長屋王家木簡」と皇親家令所」(『日本史研究』三三三 一九九二年)
 森田悌「北宮木簡の世界」(『長屋王の謎―北宮木簡は語る―』河出書房 一九九四年)

- 木本好信「藤原氏と石川氏をめぐって」(『律令貴族と政争』塙書房 二〇〇一年)

- 高島正人「奈良時代の石上朝臣氏」(『奈良時代諸氏族の研究』吉川弘文館 一九八三年)

- 加藤優「『如意輪陀羅尼經』の跋語について」(石山寺文化財総合調査団編『石山寺の研究―深密藏聖教編下』宝蔵館 一九九二年)

- 吉田孝「律令時代の氏族・家族・集落」(『律令国家と古代の社会』岩波書店 一九八三年)

- 義江明子「日本古代の氏と「家」」(『日本古代の氏の構造』吉川弘文館 一九八六年)

- 東野治之「古文書・古写経・木簡」(『水荃』七号 一九八九年)
 加藤裕「一九八〇年出土の木簡 奈良藤原京」(『木簡研究』三 一九八一年)

- 春名宏昭「皇太妃阿閉皇女について―令制中宮の研究―」(『日本歴史』五一 四 一九九一年)

- 中村隆之「律令制下の皇后宮職(上)」(『新潟史学』三一 一九九三年)
 中村隆之「律令制下の皇后宮職(下)」(『新潟史学』三一 一九九四年)

鬼頭清明「皇后宮職論」〔奈良国立文化財研究〕Ⅱ 一九七三年）

石尾芳久「古代天皇制の変遷」〔日本古代天皇制の研究〕法律文化社）

金子武雄（『続日本紀宣命講』東京図書出版株式会社 一九四一年）

石尾芳久「藤原不比等と律令の成立」〔日本古代天皇制の研究〕木鐸社

一九七七年）

瀧浪貞子「光明子の立后とその破綻」〔史窓〕四一）

中井真孝「光明立后と政権の交替」〔日本古代史研究Ⅰ〕佛教大学通信教育

部 一九九二年）

井山温子「しりへの政」その権能の所在と展開」〔古代史の研究〕一三

一九九五年）

野村忠夫「古代の女帝」〔歴史公論〕一〇八 一九八四年）

大平聡「日本古代王権継承試論」〔歴史評論〕四二九 一九八六年）

南部昇「女帝と直系皇位継承」〔日本歴史〕二八二 一九七一年）

中嶋治代「元正女帝の登極とその背景―皇位継承と古代天皇制の一考察とし

て―」〔史流〕25 北海道教育大学史学会 一九八四年）

（いけがみ みゆき 通信教育部文学研究科日本史学専攻博士後期課程）

（指導：中井 真孝 先生）

二〇〇五年十月十九日受理